

F Y H株式会社 行動計画

当社は4月1日より施行される新たな女性活躍推進法に基づき、女性も実力を発揮できる雇用環境を整えて行くために、次の行動計画を策定する。

○計画期間 令和4年4月1日～令和8年3月31日

○目標

目標：有給休暇取得率を上げるため、年次有給休暇の計画的付与の日数を含め、全社員年間8日以上の有給休暇の消化を目指す。

取組内容：年次有給休暇の計画的付与の日数を含め、全社員年間8日以上の有給休暇の消化を目指す。

令和4年4月～ 棚卸等の特別必要な出勤日を除き、年次有給休暇の計画的付与にて休日とする。

F Y H株式会社 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年3月21日～ 令和12年3月20日までの5年間
2. 内容

目標1：育児・介護休業等の制度について再度周知徹底を図るため、再度パンフレットを作成し、広くアピールすることにより、取得しやすい環境を維持促進する。

<対策>

- 令和7年度育児・介護休業法の変更にもなう、新しいF Y H規程の配布と閲覧可能な場所の設置を行う。
- 以降も育児・介護休業法の変更が発生した場合、都度、新しいF Y H規程の配布と閲覧可能な場所を設置し、従業員に周知を行う。

目標2： 有期契約労働者を含む全社員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間5日以上で維持する。

労働環境をより良くするため、有給休暇の計画的付与をおさえ、有給休暇を取得しやすくし、年間休業日数を増やす。

<対策>

- 令和7年4月度（令和7年3月21日～4月20日まで）より、それまで年間の規定の就業日数248日（実働243日、有給休暇の計画的付与5日）かつ年間休業日数117日であったものを、就業日数245日（実働240日、有給休暇の計画的付与5日）に減少し、休日を120日に増加させる。